

11月9日(日) 11月15日(土) 秋の全国火災予防運動実施

住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
まだ設置していないご家庭は早急に設置しましょう。

① 住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。また、警報器はおおむね10年を目安に交換してください。

② 値段と販売している所は？

お値段は感知方式や電池寿命、警報音の種類により異なりますが、1個3千円から1万円程度です。購入先は、お近くの電気店・LPガス販売店・ホームセンターなどです。

③ 設置箇所は？

- 普段就寝に使用される寝室
- 2階に寝室がある場合は、その階の階段の上部
- 台所は任意です。

④ 悪質な訪問販売による被害に注意しましょう

⑤ お手入れ方法は？

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

特に、台所に取り付けけた警報器は、油や煙に

⑥ テスト方法は？

より汚れがつくことがあります。布に水や石鹼水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

正常に作動するか、月に1回はテストをしましょう。テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。



老朽化した消火器の破裂事故が多発しています！

最近、老朽化した消火器が破裂し受傷する事故が全国で相次いで発生しています。

今後、津久見市で類似の事故が発生することを防止するため、老朽化消火器は速やかに廃棄処理してください。

※消火器は一般ゴミとして処分できません。

老朽化した消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行わないで、専門業者に廃棄処理を依頼してください。

なお、廃棄業者については消防署へお問い合わせください。

ご家庭の放火火災対策をしましょう

平成25年中の全国で発生した全火災件数48095件のうち、放火および放火の疑いによる出火件数は8786件となっており、全火災件数の2割近くを占めています。また放火火災は、

平成26年度 全国統一防火標語

「もついいかい

火を消すまでは まあだだよ」

死角となる場所や深夜時間帯に多く発生しています。

※気を付けるポイント

- ① 道路に面した車庫や物置には夜間鍵をかけましょう。
- ② 建物のまわりや共用の廊下・階段に、新聞や雑誌等の燃えやすいものは置かないようにしましょう。

多数の人が集合する催しに対する火災予防を徹底しましょう

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る）をする場合は、露店等の開設場所を明示した略図を添付し、露店等の開設届出書をあらかじめ消防署に2部提出してください。

様式は、津久見市のホームページからダウンロードできます。

※徹底するポイント

多数の者が集合する催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要です！
ガスコンロや発電機などの対象火気器具等を使用する際には、6型以上の消火器を準備しましょう！



- ③ ごみは回収日の決められた時間帯に出すようにしましょう。
- ④ 自転車・バイクのカゴ等に燃えやすいものを放置しないように心掛けましょう。
- ⑤ 家庭内に住宅用消火器を設置しましょう。
- ⑥ 日頃から、地域ぐるみで放火火災防止に取り組みましょう。

●問い合わせ先 / 津久見市消防本部 予防係 ☎82-5211